

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第一条第十三号及び第十四号並びに労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第七号）第一条第十三号及び第十四号の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 次に掲げる規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う場合には、この告示による改正後の第二条及び第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年金融庁告示第 号）附則第二条第一項</p> <p>五 「略」</p> <p>六 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年 金融 融 庁 告示第 号）附則第二条第一項</p> <p>七 「略」</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる者が自己資本比率の算出を行う場合について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>四 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>五 「同上」</p> <p>3 「同上」</p>

<p>「号を削る。」 「号を削る。」 一・二 「略」</p>	<p>一 信用協同組合及び信用協同組合連合会 二 労働金庫及び労働金庫連合会 三・四 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	